

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第139号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「ただし、」の右に「調整管理課及び」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)